

総政第 129 号
令和 7 年 6 月 6 日

北海道知事 鈴木 直道 様

上ノ国町長 工藤 昇



計画段階環境配慮書に係る意見について

令和 7 年 5 月 1 日付け環境第 136 号により照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 意見

周辺エリアで風力発電事業を計画している事業者もいることから、連携及び随時状況共有を図ること。

輸送路や送電線など事業の詳細についても関係自治体と情報共有を図ること。

(上ノ国町総務課政策推進室)



木まち第7-97号

令和7年5月27日

北海道知事 鈴木直道 様

北海道上磯郡木古内町長 鈴木慎也



計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和7年5月1日付け環境第136号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

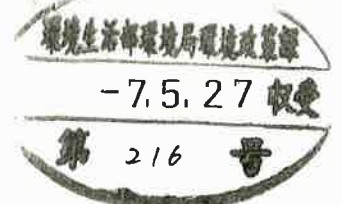
1. 意見照会対象図書

（仮称）上ノ国風力発電事業に係る計画段階環境配慮書

2. 意見

事業計画においては、地域住民および関係自治体等に対し事業内容や事業が及ぼす影響などについて情報提供と丁寧な説明を行い、理解を得るとともに、周辺的环境保全について配慮しながら事業計画を進めていくこと。

（まちづくり未来課まちづくりグループ）



北 環 境 第 9 3 号
令和 7 年 5 月 2 9 日

北海道知事 鈴木 直道 様

北斗市長 池 田 達 雄

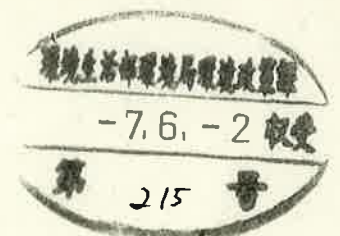


計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）
令和7年5月1日付け環境第 136 号にて照会のありましたこのことについて
下記のとおり回答いたします。

記

- 1 意見照会対象図書
（仮称）上ノ国風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
- 2 意見
別紙のとおり

市民部環境課環境係
電話 0138-73-3111 (内線 263)
担当：村山



(仮称) 上ノ国風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に係る意見について

令和7年5月29日
北 斗 市

本市では、再生可能エネルギー発電設備の設置に関し、豊かな自然環境、美しい景観及び安全安心な生活環境を保全し、これらと調和を図りながらゼロカーボンシティを推進していくため、令和6年12月に「北斗市再生可能エネルギー発電事業と自然環境及び景観等との調和に関する条例」を制定したところ。本市の区域内で計画される風力発電事業については、同条例施行規則において当該風力発電事業が周辺地域の景観を阻害するおそれがないことに係る同意基準として、「事業ごとに周辺の主要な展望地を市と協議して抽出し、その地点から風力発電設備の視認性が垂直見込角0.5度以下とする」こととしている。

(仮称) 上ノ国風力発電事業については本市の区域内における事業ではないため、上記本市の条例、規則及び同意基準が適用されるものではないものの、本市における条例制定の趣旨等勘案いただき、今後の事業検討においては、景観への影響について配慮していただきたい。

厚 政 脱
令和7年 5月 1日

北海道知事 鈴木直道様

厚沢部町長 佐藤正秀

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和7年（2025年）5月1日付け環境第136号で照会のありました標記の件について、意見等ない旨回答いたします。

（政策推進課脱炭素推進係）

環境生活部環境局環境政策課
- 7.5.02 収受
第 217 号